

## 第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議

### 1. 開会

○常陸河川国道事務所 副所長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、常陸河川国道事務所副所長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりましたが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料のご確認をさせていただきます。

資料目録、議事次第、名簿、座席表、本会議の規約、資料－1久慈川河川整備計画(骨子)、資料－2久慈川河川整備計画(骨子)資料－1に行番号のみ追加した資料、資料－3当面の進め方、資料－4久慈川の現状と課題。

配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

### 2. 挨拶

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川調査官、高橋よりご挨拶申し上げます。

マスクミ関係者の方は、係員の指示に従いカメラ撮りの位置にご移動ください。河川調査官の挨拶終了後につきましても、係員の指示に従っていただけますようお願いいたします。

それでは、河川調査官、お願いいたします。

○河川調査官

関東地方整備局で河川調査官をしております高橋と申します。お世話になります。

本日は、ご多忙の中、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議にご出席いただきありがとうございます。

7月21日に第1回久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催し、久慈川の現状と課題、当面の進め方をお示しいたしました。

その際にお示ししたとおり、その後7月27日に第1回久慈川河川整備計画有識者会議を開催したところです。

本日は、久慈川河川整備計画(骨子)と当面の進め方についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

3. 久慈川河川整備計画(骨子)

○常陸河川国道事務所 副所長

議事次第3について、事務局よりご説明いたします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

常陸河川国道事務所調査第一課長をしております和田と申します。

それでは、着座にて資料のご説明をさせていただきます。

まず、河川整備計画の骨子についての説明についてですが、先に、資料-4久慈川の現状と課題をご確認ください。

本資料は、7月21日の行政連絡会議、7月27日に開催した有識者会議で説明した資料を当日の意見を基に修正した資料です。

この説明は割愛させていただきますが、この資料をもとに、骨子を作成いたしました。

続きまして骨子は、資料－１と資料－２がございまして、同じ内容が書いてございます。資料－２は、資料－１に行番号のみ追加した資料になっています。今回の説明は、資料－２をもとにさせていただきます。

それでは、資料－２の１ページ目をめくっていただきまして、最初のページでございます。

目次となっております、大きく３つの内容で分けて整理させていただいております。

１つが河川整備計画の対象区間及び期間、２つ目が河川整備計画の目標に関する事項、３つ目が河川の整備の実施に関する事項、これらをこれからご説明させていただきます。

続きまして、２ページでございます。

河川整備計画の対象区間及び期間について記載しております。

まず、計画対象区間でございますが、図にございますように、久慈川の本川でいきますと、河口から辰ノ口堰上まで、里川につきましては、本川の合流点から里宮堰下まで、山田川につきましては、本川の合流点から芦間堰上まで、これらの延長計 47.8 キロの直轄区間が今回の計画対象区間としております。

続きまして、下段の計画対象期間でございます。

５行目でございますが、河川整備計画の計画対象期間は、おおむね 30 年間とします。

続きまして、６行目でございますが、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。

めくっていただきまして、３ページ目でございます。

ここからは、河川整備計画の目標に関する事項を記載させていただいております。

まず、最初に２行目でございます。

久慈川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。

３行目でございますが、久慈川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

6行目でございます。ここからは災害の発生の防止又は軽減に関する目標です。8行目が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、10行目が河川環境の整備と保全に関して、12行目が河川の維持管理に関して、それぞれ目標を記載してございます。

めくっていただきまして、4ページ目でございます。

4ページ目からは、河川整備計画の目標のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標について記載しております。

3行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6行目でございますが、洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点山方において、戦後最大洪水である昭和61年8月洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

8行目でございますが、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

また、10行目でございますが、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

続きまして、5ページでございます。

5ページは、河川整備計画の目標のうち、上段が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を記載しております。

3行目でございます。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、山方地点においては、5月1日から9月10日まではおおむね10トン、9月11日から4月30日まではおおむね3トンを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努めます。

また、下段が河川環境の整備と保全に関する目標でございます。

6行目でございます。

久慈川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

8行目でございます。水質については、地域住民や関係機関と連携を図りながら、良好な水質の保全に努めます。

9行目でございます。

自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、アユ・サケ等の生息・繁殖場となる瀬・淵が連続する良好な環境の保全に努めるとともに、河原固有の植物や鳥類等が生息・生育・繁殖する礫河原や湿生植物等の生育・繁殖場となる旧川跡地等の湿地環境の保全に努めます。

12行目でございます。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた久慈川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

14行目、水面利用については、地域住民や関係地方公共団体と連携して安全で秩序ある利用に努めます。

15行目、良好な景観の維持・形成については、礫河原が広がる河川景観の保全に努めます。また、久慈川の特徴的かつ歴史的な景観を形成するとともに、水害防備保安林として位置づけられている竹林の保全に努めます。

続きまして、6ページでございます。

6ページからは、「河川の整備の実施に関する事項」といたしまして、河川の工事と河川の維持に分けて、河川管理施設の機能の概要について記載しております。

まず、河川の工事についてでございます。

3行目でございます。

河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ります。

また、3. 1. 1からは、対策内容を7つに区分いたしまして、それぞれその概要を記載しております。

まず、堤防の整備につきましては、8行目から、堤防が整備されていない区間や、堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、嵩上げ・拡築を行い

ます。

なお、洪水を安全に流下させるための堤防を整備し、津波、高潮による被害の発生の防止を図って参ります。

(2) 河道掘削、(3) 浸水防止対策、(4) 浸透対策、また、7ページに行きまして、(5) 地震・津波遡上対策、(6) 内水対策、(7) 危機管理対策と整理しております。

続きまして、8ページでございます。

8ページも、河川の工事に関する事項のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についての河川管理施設の機能の概要について記載しております。

4行目でございます。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する事項についてです。

8行目、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行います。

その対策は、(1) 水質の保全、(2) 自然環境の保全と再生、(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保の3つに区分して記載しております。

続きまして、9ページでございます。

9ページからは河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項について記載しております。

まず、4行目でございますが、河川の維持管理にあたっては、久慈川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「久慈川河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行います。

また、その対策を7つに区分してありまして、(1) 堤防の維持管理、(2) 河道の維持管理、(3) 樋門・樋管等の維持管理、めくっていただきまして、(4) 「許可工作物の機能の維持」、(5) 「不法行為に対する監督・指導」、(6) 「河川等における基礎的な調査・研究」、(7) 「地域における防災力の向上」について記載しています。

続きまして、11ページでございます。

河川の維持について、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項につ

いてまとめております。

4行目でございます。

河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

6行目でございます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を監視し、流量変化を考慮した低水管理を実施します。

9行目でございます。

渇水対策が必要になる場合は、関係水利使用者等で構成する「久慈川渇水調整協議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。

下段は、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

13行目でございます。

河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

このうち、対策を7つに区分しており、(1)水質の保全、めくっていただきまして、(2)自然環境の保全、(3)河川空間の適正な利用、(4)景観の保全、めくっていただきまして、(5)環境教育の推進、(6)不法投棄対策、(7)不法係留船対策、これらの事項について、取り組み内容をまとめています。

骨子についての説明は、以上でございます。

#### 4. 当面の進め方について

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、引き続き、議事次第4について、説明をお願いします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

議事次第4は、当面の進め方についてでございます。

お手元にお配りしております資料-3をごらんください。

本日、「久慈川河川整備計画（骨子）」の公表をさせていただいております。

ホームページ等で骨子の内容を公表しまして、郵送、ファクシミリ、電子メール等による意見の募集を行います。

意見募集の期間は、平成28年9月9日(金)から平成28年10月11日(火)までの約1カ月間となっています。

また、9月16日(金)15時から、第2回の久慈川河川整備計画有識者会議を予定しています。

会場は、茨城県薬剤師会館3階会議室を予定しています。

内容は、本日、ご説明した久慈川河川整備計画の骨子についてご説明する予定です。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

私どもが用意した資料は以上となります。

それでは、お示しさせていただきました資料の内容につきまして、何かございましたら、挙手の上、所属と名前の後にご発言いただこうと思います。よろしくお願いいたします。

茨城県さん、どうですか。お願いいたします。

○茨城県 鬼怒川流域緊急対策推進室室長代理

茨城県の河川課でございます。

本日、河川課長が議会のため、代理出席しております栗林と申します。よろしくお願いいたします。

茨城県河川課としましては、この整備計画の骨子の案につきまして異存はございません。

ただし、何点か、ご配慮いただきたい点がございまして、発言させていただきます。

まず、1点目でございますが、治水に関してでございます。提案させていただきたい内容とお願いでございます。

まず、現在、久慈川では、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく久慈川・那珂川流域における減災対策協議会において、ハード並びにソフト対策が一体となった取組方針について議論が行われております。この議論の結果も踏まえた形、特にソフト対策につきましても内容を検討してはいかがでしょうかというのが1点。

また、6ページのほうでご説明がありましたが、堤防の高さが不足している箇所の上



げ・拡築、河道掘削に加えて、輪中堤や宅地の嵩上げ等の整備など、上下流の治水安全度のバランスをしっかりと確保した整備を着実に進めるとともに、計画にも位置づけていただきますようお願い申し上げます。

続いて、2点目でございますが、地震、津波の対策でございます。

東日本大震災におきましては、久慈川におきましても津波の遡上が見られておりますし、7ページでもご説明がありましたが、今後、南海トラフ等、巨大地震も想定されておりますので、水門操作につきましては、いざというときでもしっかりと操作されますよう、例えば自動化や耐震化対策、非常電源といったものの検討につきましてもぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて、3点目でございますが、自然環境の保全と再生についてでございます。

久慈川は全国でも有数の天然アユの遡上河川になっております。また、現状でも良好な瀬が形成されておりまして、アユやサケの産卵場所も広い範囲で確認されていると聞いております。12ページのほうでもご説明がありましたが、良好な自然環境の保全と再生についても十分な検討をお願いいたします。

最後に、地元市町村さんとの合意形成についてでございます。

これまでも行政連絡会議の事前説明を開催していただくなど、地元市町村の意見を丁寧に確認していただいておりますが、今後、久慈川河川整備計画（骨子）の意見募集も始まりますので、引き続き、丁寧な合意形成にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。日立市さん、いかがでしょうか。

○日立市 副市長

日立市から、前回の連絡会議でいろいろ申し上げさせていただきましたが、きょうの骨子案を見ますと、久慈川の利活用と安全整備について、きめ細かくご配慮いただいているという点が見えておりまして、大変ありがたいことということで、お礼申し上げます。

ただ、一方で、渇水期に関する記載のところでございますが、この骨子の中では、久慈川の水位が下がったときにおきる塩害についての記載がないと思っております、日立市

におきましては、実際に今年度も既に3回、土堰堤の設置作業を行ったところでございます。先日の台風7号が来なければ、4回目を実施する予定でございましたが、こちらは幸いにも設置せずに済んだという感じでございます。

つきましては、このような問題が起こっているということを前回申し上げたわけですので、なかなか難しいと思いますが、これの対策を検討していくという意思表示としての記載をしていただければありがたいと思っております。

それから、大震災以降、毎年、塩分遡上に伴う取水制限、土堰堤設置の判断を迫られているわけでございますが、この状況は今後も当分の間、続くのではないかと考えておまして、できれば、先ほども言いましたが、常時、取水可能となるような根本的な対策について、研究をしていくという姿勢を見せていただければありがたいと思っております。

それから、先ほど県からもありましたが、7ページの6行目にございます水門の自動化に関連することですが、現在、日立市では2名の操作員と契約しておまして、定期的な点検と、洪水時に操作を行っていただいているところなのですが、ただ、この操作員は2名とも非常に高齢になっている。経費については国から出していただいておりますが、高齢になっているということと、今後、後継者が見つかるかという問題がございます。また、操作のために外出するという状況の中で、安全性などを考えますと、ぜひ早期にこの操作の自動化を図っていただければと思っております。

それから、津波に関する対策のところ、水門の自動化についての記載もあるわけですが、樋門・樋管の自動化に関しても、例えば、9ページの17行目からの河川管理施設の維持のところなどに入れていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続いて、常陸太田市さん、どうですか。

○常陸太田市 用地課長

常陸太田市建設部用地課の課長の根本です。

本日、副市長が会議により出席できませんので、代理で発言させていただきます。

まず、久慈川につきましては、自然豊かな景観と環境を有し、生活基盤、社会基盤であ

ります水道用水、工業用水、農業用水と、流域住民に欠くことのできない重要な河川であると認識しております。

その一方で、集中豪雨等になりますと増水となり、洪水が起きないかどうかということで生活に不安を感じるのも事実であります。

今回の骨子に関しましては、基本的に了解している状況であります、その中で、2点ほど発言させていただきたいと思えます。

1つは、骨子3ページの6行、7行目にある目標のところですが、河道内竹木について、久慈川の現状と課題の9ページに、災害の発生の防止又は軽減についての方針という形で、流下能力を確保するため、河道掘削とあわせ、洪水の流下に支障を与えるような水害防備林については伐開するという方針がございます。骨子の目標でございますので、抽象的に概略だけ表記している状況であります、当市の久慈川流域であります地元町会長から、河道内竹木について、洪水時には流下の阻害になるのではないかとということでの要望も受けておりますので、本文のほうにはより明確に反映させていただきたいと考えております。

2点目でございますが、骨子の10ページの16行目、の(7)地域における防災力の向上についてです。

この記載としまして、迅速かつ的確な避難行動と表記があるわけでございますが、そのためには、一方で、行政関係機関における的確・正確な情報伝達が必要であると考えております。昨今の自然災害におきましては、避難指示がどのようなであったのかということ、行政の責任が強く求められている状況がございますので、こちらも本文のほうにはより明確に反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続いて、常陸大宮市さん、どうですか。

○常陸大宮市 副市長

常陸大宮市の副市長でございます。よろしく願いいたします。

私どもも、骨子案については、特に異存はございません。

ただ、何点か、要望といたしましうか、力を入れてほしいというところがございますが、

まず1点目は、対象期間が30年間という長期の期間を設定されておられますが、堤防の整備、河川掘削等は大変重要な目前の課題でもございますので、何とぞスピーディーな対応方をよろしく願いたいと思います。

続きまして、河川環境の整備と保全ということで、8ページあたりにいろいろ表記がございますが、私ども、久慈川の辰ノ口のすぐ上流に、「かわプラザ」という道の駅を3月25日オープンさせていただいて、今、川が見られるということでお客さんがたくさん来られて、私ども、意外な反響に大変うれしく思っているわけですが、そういった面で、改めまして、自然環境の保全について、何とぞよろしく願いたいと思います。

私ども常陸大宮市は、久慈川、那珂川、2川抱えておりますが、いずれもアユが大変たくさんとれる川でございます。そういった自然を大事にしながらの整備に心がけていただきたい。既に書いてあることではございますが、そういったことを重ねてお願い申し上げる次第でございます。

最後に、骨子案については、これからいろいろな意見募集をされるところでございますが、川を一番よく知っておるのは住民の方、地元の方でございますので、ぜひとも住民の意見あるいは要望等も反映できるような計画にさせていただければありがたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、那珂市さん、どうですか。

○那珂市 副市長

那珂市の副市長の宮本といいます。よろしく願います。

私どもも、この骨子案につきまして異論はございません。

そういう中で、3点ほど、お願いといいますか、要望等をしておきたいと思っております。

まず1点目は、2ページ目に書いてありますように、この対象期間は30年ということで作成ということでございますが、ここにも書いてありますように、昨今の異常気象を踏まえまして、柔軟に適宜の見直しを改めて願いたいと思っております。

あと1点でございますが、先ほど常陸太田市さんからもお話がありましたように、河道

の機能の維持管理ということから、河道内の樹木がかなり繁茂しているところが多いということで、これが洪水時に流下の阻害になっているということが懸念されております。

また、不法投棄のごみが洪水時に流れまして、川底の浅いところにたまって、山のようになっているという状況が那珂市でも見受けられるわけですが、これも景観上、非常に悪い。これは地元からもいろいろな要望がありますが、景観上からも、これの適正な維持管理をお願いしたいというところがございます。

最後にもう1点でございますが、骨子案ができて、今後、具体的な整備計画を作成していくわけでしょうけれども、河川の整備や維持、環境の保全等につきまして、整備箇所については、自治体の意向を踏まえまして、整備計画の原案に詳細に盛り込んでいただきたいというのが我々の要望でございます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

東海村さん、お願いします。

○東海村 都市整備課課長補佐

東海村といたしましては、骨子案に対して異存はございません。

洪水などに関しては、末端ということもありまして、高潮などの発生の際に、たまたま洪水と一緒にということになりますと、東海村としても洪水の危険性はあるということで、そこら辺も調査研究していただければと思います。

あとについては、前回のおりのことを考えていただければ助かるということでございます。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

それでは、皆様からご発言いただきましたので、常陸河川国道事務所からコメントをさせていただきます。

事務所長、よろしく申し上げます。

○常陸河川国道事務所 事務所長

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

ただいま、茨城県さんおよび各自治体さんより、河川整備計画策定に関して、治水面、利水面、環境面、計画全般について、さまざまなご意見をいただきましたので、観点を整理しまして、事務所としての考え方を説明させていただきたいと思います。

皆様から意見をいただきましたことを集約いたしますと、大きく7項目ぐらいにまとめられると考えてございます。

まず、計画全般に関することが大きく1点、治水に関することが4点、利水に関することが1点、環境に関することが1点とっておりますので、順次、ご説明させていただければと思います。

まず、計画全般についてということで、那珂市様からご意見をいただきました。整備計画の対象期間は30年だけれども、昨今の気象状況を踏まえて適宜見直しを、ということでございます。

これは、平成9年の河川法改正の大きな理念の1つでございます。今まで一本立てだった工事実施基本計画を、河川整備基本方針、整備計画の二本立てにして、整備計画は、中期的20年から30年で目標を設定し整備する計画をつくりますが、これは状況を踏まえながら適宜見直していくということが法改正の大きな理念になったわけでございます。それにのっとって対応していく。そこをしっかりとやっていけということかと思っております。ご指摘を踏まえて、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

また、那珂市さんから、自治体の意向を踏まえて、詳細な整備箇所についての記載を、ということでございます。

各自治体さんからのご意見を参考にしながら、的確な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

茨城県さんおよび常陸大宮市さんから、計画策定にあたっては、地元市町村との合意形成について、引き続き、丁寧な対応をしていただきたいということ、また、常陸大宮市さんからは、住民の意見を反映した計画となるようにということでございます。

住民意見の反映と市町村の皆様との合意形成はこの場でやっております。住民のほうについては、意見募集、公聴会といったプロセスをこれからとらせていただくということでございます。こういった手続を進めていく中で、的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、治水関係で4点ほど、ご意見をいただいております。

まず、治水全般ということで、茨城県さんから、堤防整備、河道掘削だけでなく、輪中堤、宅地の嵩上げ、水防災対策もしっかり進めていただいて、計画にも位置づけていただきたいというご意見、常陸大宮市さんからは、堤防整備、河道掘削は大変重要なので、30年の計画であるけれども、スピーディーに対応していただきたいというご意見を頂戴しております。

治水対策につきましては、現在も事業を実施しているわけでございます。その事業の実施状況を踏まえて、計画に盛り込んでいくことはもちろんでございますし、今後30年を見据えてという計画になるわけでございますので、計画的な整備を進めていく。その際には、効果を早期に発現していくという観点。こういったものをしっかり踏まえながら、計画づくりを進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

また、県さんからは、地震・津波対策という観点、日立市さんからは、操作員の高齢化という観点から、施設操作の自動化あるいは耐震化、バックアップの電源整備といった検討も、ということでご意見を頂戴しております。

まず、津波対策としての施設の自動化でございますが、津波遡上区間の樋門の操作の自動化につきましては対応してございます。今後、耐震対策、電源の整備などにも、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、高齢者対応ということで、操作を確実化する、あるいは操作のバックアップ機能を持つという意味からの自動化あるいは操作の遠隔化は非常に重要な観点かと認識しているところでございます。対応していくべき問題と認識してございますので、これも取り組みを進めてまいりたいという趣旨から、整備計画への反映ということについて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

4点目といたしまして、治水対策を図る上での河道内樹木の伐採につきましては、常陸太田市さんからご意見を頂戴しております。地元の町会長からも伐採の要望を受けておられるということでございました。

こういったご意見は我々も把握しているところでございますが、頂戴いたしましたご意見の趣旨を踏まえて、整備計画への盛り込み方について検討してまいりたいと考えてございます。

それから、治水のソフト対策の面で、茨城県さん、常陸太田市さん、常陸大宮市さんからそれぞれご意見を頂戴しております。

9月1日に開催させていただきました久慈川・那珂川流域における減災対策協議会で、大規模な水害に対する減災の取組方針を取りまとめさせていただいております。その内容を反映させていく。これはハードにも、ということでご意見がございました。ソフトにも同様に、ということでご意見をいただいております。

また、その際には、正確な情報伝達が特に重要になるので、そこは計画の中にしっかり反映していただきたいということでご意見がございました。

これにつきましては、協議会の取組方針も踏まえながら、河川整備計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

その際の確実な情報伝達は、ソフト対策のかなめとなるものかと考えてございますので、ご意見をしっかり反映させていきたいと考えているところでございます。

それから、利水の観点で日立市さんから、渇水時の塩害への対応ということでご意見を頂戴しております。

渇水時にも安定的な取水を確保することは、河川管理上、非常に大切な観点でございますので、そういったことにしっかりと取り組んでいくという基本的な考え方は計画の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

また、具体的な対策についての研究を、というご意見も頂戴しております。

今年、久慈川の水が少ない期間、日立市さんで、かなり長期間におよびまして、非常に苦勞されて毎日の取水をされていたのは、私どもとして十分把握させていただいているつもりでございます。取り組まなければならない今後の課題と認識しているところでございますが、どのようなことができるのか、なかなか難しい面もございまして、直ちに計画に反映というところまではいかないと思いますが、今後とも、日立市さんと共同しながら、調査研究を進めていければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

最後、7点目、自然環境の保全と再生という点、特にアユ・サケの育成、遡上、産卵といったところからのご意見をいただいております。

ご案内のとおり、河川環境の整備と保全は、河川整備計画策定にあたっての大きな柱の1つでございます。ご指摘の内容を踏まえながら、的確な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、今後とも、皆様のご意見を頂戴しながら、より適切な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。引き続きのご協力、積極的なご意見等をよろしく願いいたします。



どうもありがとうございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ただいまいただきましたご意見に関しまして、コメントをさせていただいたところですが、そのほか、全体を通じて何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○常陸河川国道事務所 事務所長

すみません。1点言い忘れました。東海村さんから、洪水と高潮との同時発生についての調査研究を、ということでした。

この点につきましては、以前から言われている問題でございますが、どのような条件下で起きるのかなど、なかなか難しい面もございます。これにつきましても、直ちに計画に反映というところまではちょっと厳しいと思いますが、日立市さんの取水の問題と同様に、調査研究を進めていければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

追加のコメントがございましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

また、本日、いろいろご意見をいただいたところでございますが、さらに何かございましたら、お手数ですが、書面等で事務局に提出していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 5. 閉会

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、これもちまして、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —